

市川市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針

1. 目的

この指針は、介護保険制度下における指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）への入所に関わる基準を明示することにより、入所決定過程の透明性、公平性を確保し、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所の対象者

入所対象者は、原則として市川市に住所を有し、要介護3から要介護5と認定された者で常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者、及び要介護1又は2の方であって、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当することが認められる者とする。

3. 入所の申込み

入所の申込みは、「指定介護老人福祉施設等入所申込書」（様式1）に介護保険被保険者証の写しを添付して行うものとし、施設は「指定介護老人福祉施設等入所調査票」（様式2）を作成して行うものとする。

4. 入所検討委員会

- （1）施設は、入所の決定に係る委員会又は会議（以下「入所検討委員会」という。）を設置し、入所の決定等を行うものとする。
- （2）入所検討委員会は、施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員等で構成し、第三者（当該法人の評議員等）を加えることが望ましいものとする。
- （3）入所検討委員会は、必要に応じ施設長が招集し、開催する。
- （4）施設は、特例入所の申込者を入所検討委員会で検討するにあたっては、あらかじめ特例入所の要件に該当していることを確認するものとする。
- （5）入所検討の経過は議事録に記録し、2年間保存するものとする。また、併せて入所待機順位名簿を調製する。

5. 特例入所の判断に係る手続き

- （1）施設は、特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。
 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、か

つ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

- (2) 施設は、入所検討委員会において特例入所の判断を行うに当たっては、市に対し、特例入所に係る意見照会（様式3）により、その意見を求めることとする。なお、特例入所の申込者が他市の被保険者の場合には、保険者である市町村に対し、特例入所の判断に係る手続きについて確認するものとする。
- (3) 市は、(2)により施設から意見を求められた場合、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対し特例入所に係る意見書（様式4）を交付するものとする。
- (4) 市は、施設に対し特例入所に関する情報を必要に応じて求めることができるものとし、求められた施設は当該情報を提供するものとする。

6. 入所待機順位の決定

入所待機順位の決定は、別表1「市川市指定介護老人福祉施設等入所申込書 調査及び評価票」により、算定した点数が高い者から入所検討委員会の審議により順位を決定するものとする。

7. 入所者の決定

施設は、入所待機順位をもとに入所検討委員会の審議により、入所を決定するものとする。

ただし、施設の専門性、男女別構成等により、入所予定者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由について本人及び家族に対し十分な説明を行い、同意を得るものとする。

8. 特別な理由による入所

次に掲げる場合には、入所検討委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。ただし、この場合にあっては、施設長は事後すみやかに入所検討委員会へ報告するものとする。

- (1) 老人福祉法に定める措置委託による場合（市は、被措置者が要介護1又は要介護2である場合、特例入所の要件に該当することについて施設側と調整した上で、措置を行うものとする）
- (2) 災害等により入所検討委員会を招集する余裕がない場合
- (3) 極めて緊急性が高い等、入所することが最も適切である場合

9. その他の取扱い

- (1) 入所一時辞退者については、その内容により順位を考慮できるものとし、その結果順位を繰り下げる場合には入所申込書にその旨を記載するものとする。
- (2) 入所待機順位の見直しは、原則として6か月に1回とし、その他必要に応じて行うものとする。
- (3) 施設は、入所検討に係る委員の守秘義務について特に留意するものとする。

10. 適正運用

施設は、この指針を参考に地域の実情等を反映した入所に係る規程を定め、適正な運営実施を行うものとする。

1 1. 指針の適用時期

この指針は、平成27年3月30日から適用する。

ただし、平成27年3月31日までに施設に入所することとなる入所対象者にあつては、平成23年4月1日適用の「市川市特別養護老人ホームの入所に関する指針」による。

この指針は、令和5年10月16日から適用する。

ただし、令和5年10月16日までに施設に入所することとなる入所対象者にあつては、平成27年3月30日適用の「市川市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」による。

<留意事項>

◇別表 1 について

1 (2) 「日常生活自立度」

別表 2 「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」に基づき判定する。

1 (4) 「世帯の状況」

2 「在宅での介護の状況」

病院や老人保健施設等に入院・入所中の場合や、サービス付き高齢者向け住宅等の居住系サービスを利用中の場合は、在宅に戻った際の介護の状況で判断する。

また、「在宅での介護の状況」において、複数の項目に当てはまる場合は、点数の高いものを優先する。

3 「配慮しなければならない個別の事情」

以下の例を参考とし、施設にて点数を判定するものとする。

例 1 主介護者が、癌や難病等または重度障害者である場合

例 2 住宅が団地等でエレベータ等の移動手段がなく、介護サービスの利用が困難であるなど環境上の理由

◇様式 3 について

施設は、入所検討委員会の 2 週間前を目安に、市川市に意見照会するものとする。